

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00022 沿革（略）</p> <p><u>令和5年1月30日 一部改正</u></p> <p>（以下「組合」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（鉄道システム）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00022 沿革（略）</p> <p>（以下「組合」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（鉄道システム）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	
<p>（てん補範囲等）</p> <p>第4条 日本貿易保険は、第1条の規定により保険契約の申込みがなされた対象契約については、申込後遅滞なく、約款第3条第1号、第2号及び第4号のてん補危険について保険契約を締結するものとする。ただし、日本貿易保険は、附帯別表第3に掲げる対象契約については、保険契約の締結を制限することができる。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 日本貿易保険は、第2項に掲げる場合のほか、代金等の決済が起算点（OECD輸出信用アレンジメントに定める起算点をいう。以下同じ。）後2年未満に行われる対象契約にあつては、対象契約の相手方（対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る代金等の支払人が異なる場合には、当該支払人。以下同じ。）が保険契約の申込時において名簿上EM格、EF格若しくはEC格に格付けされている場合又は名簿区分P若しくは事故管理区分Rの場合には、約款第3条第2号又は第4号のてん補危険について約款第4条第12号か</p>	<p>（てん補範囲等）</p> <p>第4条 日本貿易保険は、第1条の規定により保険契約の申込みがなされた対象契約については、申込後遅滞なく、約款第3条第1号、第2号及び第4号のてん補危険について保険契約を締結するものとする。ただし、日本貿易保険は、附帯別表第3に掲げる対象契約については、保険契約の締結を制限することができる。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 日本貿易保険は、第2項に掲げる場合のほか、代金等の決済が起算点（OECD輸出信用アレンジメントに定める起算点をいう。以下同じ。）後2年未満に行われる対象契約にあつては、対象契約の相手方（対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る代金等の支払人が異なる場合には、当該支払人。以下同じ。）が保険契約の申込時において名簿上EM格、EF格若しくはEC格に格付けされている場合又は名簿区分P若しくは事故管理区分Rの場合には、約款第3条第2号又は第4号のてん補危険について約款第4条第12号又</p>	

<p><u>ら</u>第14号<u>までのいずれか</u>に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 第3項第1号及び前2項の規定にかかわらず、代金等の決済が起算点後2年未満に行われる対象契約であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、日本貿易保険は、当該各号に規定する損失についてのとん補を輸出者等が希望し、日本貿易保険がこれを認めた場合に限りてん補する責めに任ずる。</p> <p>一 対象契約の相手方が保険契約の申込み時において名簿上G S格、G A格、G E格、E E格又はE A格に格付けされており、当該対象契約の契約金額が500億円を超える場合 約款第3条第1号のとん補危険について約款第4条第11号から第13号までのいずれかに該当する事由により生じた損失又は約款第3条第2号若しくは第4号のとん補危険について約款第4条第12号<u>から</u>第14号<u>までのいずれか</u>に該当する事由により生じた損失</p> <p>二 対象契約の相手方が保険契約の申込み時において名簿上E M格又はE F格に格付けされている場合</p> <p>イ 当該対象契約の契約金額が500億円を超える場合 約款第3条第1号のとん補危険について約款第4条第12号若しくは第13号に該当する事由により生じた損失又は約款第3条第2号若しくは第4号のとん補危険について約款第4条第12号<u>から</u>第14号<u>までのいずれか</u>に該当する事由により生じた損失</p> <p>ロ 当該対象契約の契約金額が500億円以下である場合（I L Cにより代金等が決済される場合を除く。） 約款第3条第2号又は第4号のとん補危険について約款第4条第12号<u>から</u>第14号<u>までのいずれか</u>に該当する事由により生じた損失</p> <p>三 対象契約の相手方が保険契約の申込み時において名簿上名簿区</p>	<p><u>は</u>第14号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 第3項第1号及び前2項の規定にかかわらず、代金等の決済が起算点後2年未満に行われる対象契約であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、日本貿易保険は、当該各号に規定する損失についてのとん補を輸出者等が希望し、日本貿易保険がこれを認めた場合に限りてん補する責めに任ずる。</p> <p>一 対象契約の相手方が保険契約の申込み時において名簿上G S格、G A格、G E格、E E格又はE A格に格付けされており、当該対象契約の契約金額が500億円を超える場合 約款第3条第1号のとん補危険について約款第4条第11号から第13号までのいずれかに該当する事由により生じた損失又は約款第3条第2号若しくは第4号のとん補危険について約款第4条第12号<u>若しくは</u>第14号に該当する事由により生じた損失</p> <p>二 対象契約の相手方が保険契約の申込み時において名簿上E M格又はE F格に格付けされている場合</p> <p>イ 当該対象契約の契約金額が500億円を超える場合 約款第3条第1号のとん補危険について約款第4条第12号若しくは第13号に該当する事由により生じた損失又は約款第3条第2号若しくは第4号のとん補危険について約款第4条第12号<u>若しくは</u>第14号に該当する事由により生じた損失</p> <p>ロ 当該対象契約の契約金額が500億円以下である場合（I L Cにより代金等が決済される場合を除く。） 約款第3条第2号又は第4号のとん補危険について約款第4条第12号<u>又は</u>第14号に該当する事由により生じた損失</p> <p>三 対象契約の相手方が保険契約の申込み時において名簿上名簿区</p>	
--	--	--

<p>分Pであり、当該対象契約の契約金額が10億円以上である場合（契約金額が500億円以下であるものについてILCにより代金等が決済される場合を除く。） 約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第13号に該当する事由により生じた損失又は約款第3条第2号若しくは第4号のてん補危険について約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失</p>	<p>分Pであり、当該対象契約の契約金額が10億円以上である場合（契約金額が500億円以下であるものについてILCにより代金等が決済される場合を除く。） 約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第13号に該当する事由により生じた損失又は約款第3条第2号若しくは第4号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第14号に該当する事由により生じた損失</p>	
<p>（保険価額及び保険金額） 第5条 保険価額は、次の各号のとおりとする。 一～二 （略） 2 （略） 3 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、第1項第2号の額に次の割合を乗じて得た額とする。 一 （略） 二 約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由の場合には、次に掲げる割合 イ～ニ （略）</p>	<p>（保険価額及び保険金額） 第5条 保険価額は、次の各号のとおりとする。 一～二 （略） 2 （略） 3 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、第1項第2号の額に次の割合を乗じて得た額とする。 一 （略） 二 約款第4条第12号又は第14号に該当する事由の場合には、次に掲げる割合 イ～ニ （略）</p>	
<p>附 則 <u>この改正は、令和5年3月20日から実施する。</u></p>		